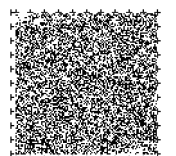
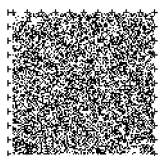


参考資料

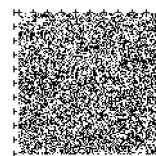




参考資料

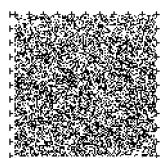
1 策定委員名簿

氏 名	所 属
(委員長) 浅野 大輔	社会福祉法人 夢ふうせん
(副委員長) 本村 雄一	社会福祉法人 創隣会
鮫島 京子	身体障害者相談員
津島 恭子	知的障害者相談員
村木 國雄	精神障害者家族会
有山 一博	日野市障害者関係団体連絡会
宮島 伸子	市民
秋山 浩子	自立生活センター・日野
乙訓 博文	社会福祉法人日野市民たんぽぽの会
伊藤 勲	障害者生活・就労支援センターくらしごと
石渡 健太郎	社会福祉法人 東京光の家
仲田 素直	社会福祉法人 東京緑新会
小島 一明	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
中村 忠義	日野市商工会
加藤 幸吉	東京都立七生特別支援学校
石井 眞美	東京都南多摩保健所
長瀬 和江	発達支援課
安藤 由佳	健康課
根津 敏明	障害福祉課

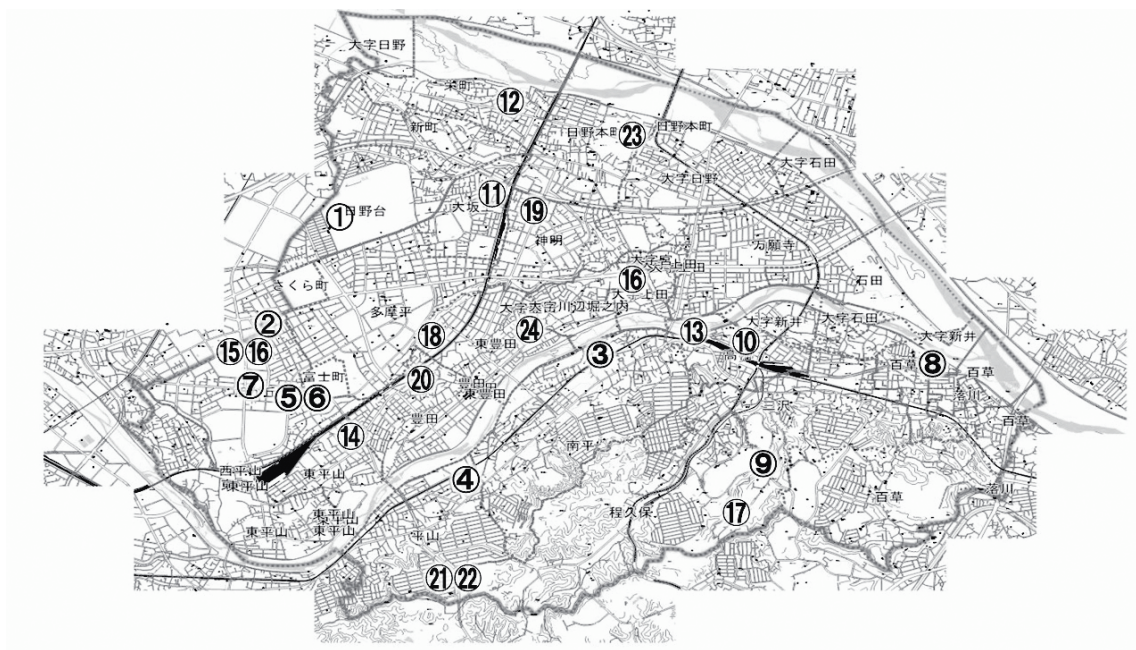


2 策定委員会検討経過

	開催日	会議の内容
第1回	8月24日(木)	・委員自己紹介 ・委員長・副委員長選出 ・策定委員会の進め方について ・意識調査に関する報告 ・その他
第2回	9月28日(木)	・部会報告-課題について ・計画の体系〔基本目標・施策の方向〕について ・その他
第3回	10月19日(木)	・計画の施策について 1 - 部会からの施策・事業の提案 1 ・その他
第4回	11月7日(火)	・計画の施策について 2 - 部会からの施策・事業の提案 2 ・重点施策について ・その他
第5回	11月28日(火)	・計画の施策について 3 - 部会からの施策・事業の提案 3 ・重点施策について ・その他
第6回	12月19日(火)	・障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）素案について ・第5期日野市障害福祉計画（障害福祉計画）素案について ・第1期日野市障害児福祉計画（障害児計画）素案について ・今後のスケジュール（パブリックコメント等） ・その他
パブリックコメント		平成30年1月18日から31日まで
第7回	2月22日(木)	・日野市障害福祉計画等に対する意見募集の結果について ・日野市障害福祉計画等素案について ・その他

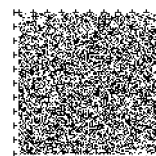


3 障害福祉関係施設 1 日中活動系

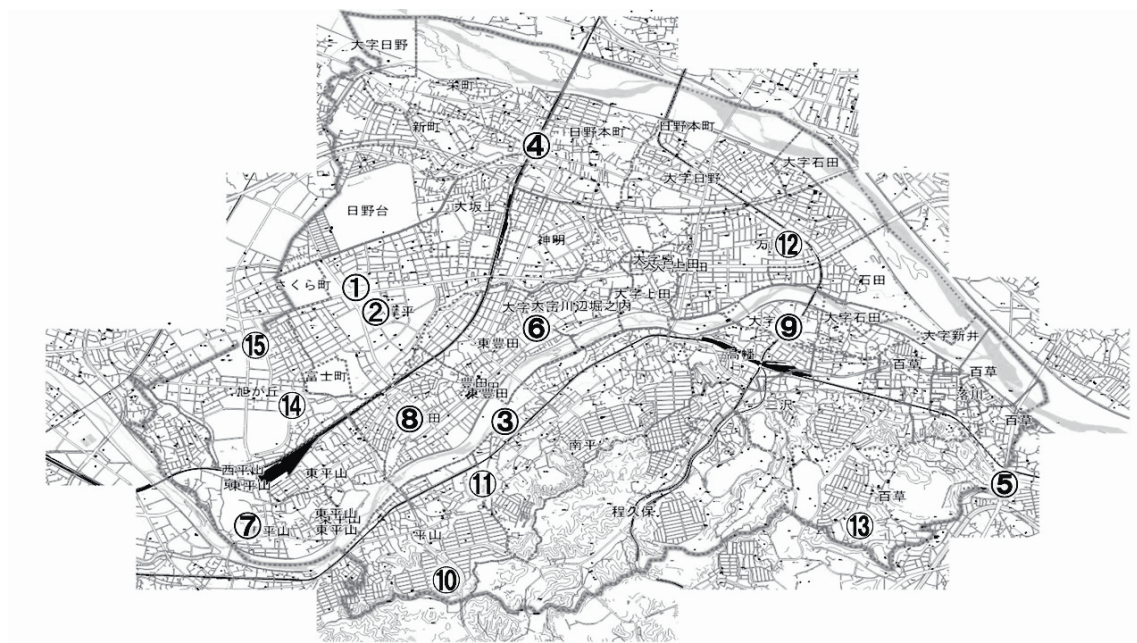


	事業所名	サービスの種類	身体	知的	精神
①	はくちょう	生活介護		●	
②	つばさ	就労継続支援(B型)		●	
③	すずかけの家	生活介護		●	
④	ふらっと・すずかけ	生活介護		●	
⑤	指定障害者 支援施設 光の家栄光園	生活介護 短期入所 就労継続支援(B型)	●		
⑥	指定障害者 支援施設 光の家新生園	生活介護 短期入所 自立訓練(機能訓練)	●		
⑦	光の家 就労ホーム	生活介護 就労継続支援(B型)		●	
⑧	日野療護園	生活介護 短期入所	●		
⑨	多摩療護園	生活介護 短期入所	●		
⑩	わーく	就労移行支援(一般型)			●
⑪	くつろぎ	就労継続支援(B型)			●
⑫	たんぼぼひの センター	就労継続支援(B型)			●
⑬	たんぼぼたかはた センター	就労継続支援(B型)			●

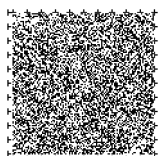
	事業所名	サービスの種類	身体	知的	精神
⑭	あおいとり日野	生活介護 就労継続支援(B型)		●	
⑮	工房夢ふうせん	生活介護 就労継続支援(B型)	●	●	
⑯	工房夢ふうせん アネックス	生活介護	●	●	
⑰	東京都七生福祉園	生活介護 短期入所 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援(一般型)		●	
⑱	里山耕房くらさわ	生活介護	●	●	●
⑲	スローワールド おちかわ屋	生活介護	●	●	●
⑳	れんげ	就労移行支援(一般型)	●	●	●
㉑	ディーセント・ ワーク平山台	就労継続支援(A型)	●	●	●
㉒	やまぼうし平山台	就労継続支援(B型)	●	●	●
㉓	スローワールド ふれあいの森	就労継続支援(B型)	●	●	●
㉔	ハートリボン	就労継続支援(B型)	●	●	●



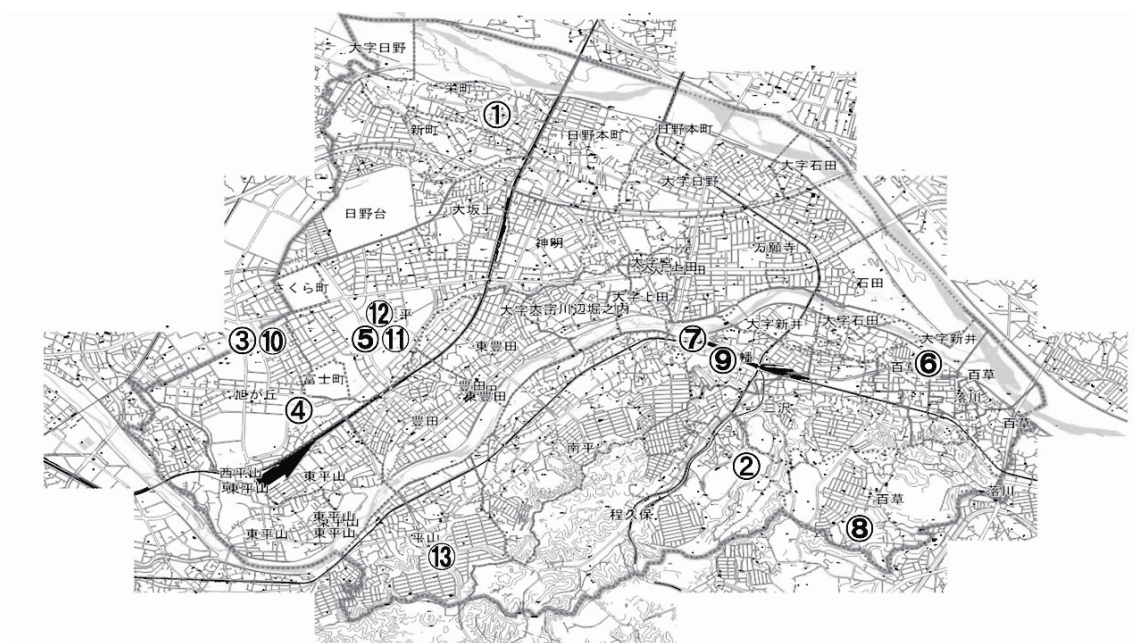
4 障害福祉関係施設 2 児童発達



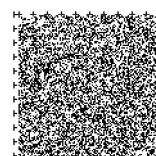
	事業所名	サービスの種類	身体	知的	精神
①	脳を育てる運動療育センター こどもプラス 豊田教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	●	●	●
②	脳を育てる運動療育センター こどもプラス 多摩平教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	●	●	●
③	南平ギフト	放課後等デイサービス	●	●	●
④	放課後等デイサービス WING日野駅前	放課後等デイサービス		●	
⑤	運動療育・学びの場 こもれび聖蹟桜ヶ丘教室	児童発達支援 放課後等デイサービス		●	
⑥	ベアーズハウス 東豊田	放課後等デイサービス	●	●	●
⑦	運動療育で生きる力を育む シエル 日野教室	児童発達支援 放課後等デイサービス	●	●	発達
⑧	ナーシングデイ山の上	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障害児		
⑨	児童デイサービス サンフラワー 高幡	放課後等デイサービス		●	●
⑩	障害児放課後クラブ	放課後等デイサービス	●	●	●
⑪	ぷらたなす	放課後等デイサービス	●	●	
⑫	カラコル・アイリー	放課後等デイサービス			
⑬	つきのおあしす	放課後等デイサービス		●	発達
⑭	クリッパーズ	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	●	●	●
⑮	日野市発達・教育支援センター 通園事業 きぼう	児童発達支援	●	●	●



5 障害福祉関係施設 3 相談支援

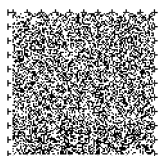


	事業所名	サービスの種類	身体	知的	精神
①	なごみ在宅介護サービス日野	計画相談支援 障害児相談支援	●	●	●
②	地域生活相談室おあしす	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援	●	●	
③	やまばと	計画相談支援 障害児相談支援 地域活動支援センター	●	●	●
④	光の家相談支援事業所	計画相談支援	●	●	
⑤	ここななお	計画相談支援		●	
⑥	相談支援ステーション ほたる	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	●		
⑦	地域生活支援センターゆうき	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 地域活動支援センター	●	●	●
⑧	プラン湧水路	計画相談支援 障害児相談支援		●	発達
⑨	日野市障害者生活支援センター	計画相談支援	●	●	
⑩	ぴあ・たかはた	地域移行支援 地域定着支援	●		
	日野市発達・教育支援センター	計画相談支援 障害児相談支援	●	●	●
⑪	にこわーく	日野市生活・就労支援センター	●	●	●
⑫	くらしごと	日野市生活・就労支援事業	●	●	●
⑬	つくし	高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害のある方		

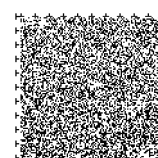


6 用語の解説

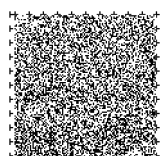
用語	説明
あ 行	
愛の手帳	東京都愛の手帳交付要綱に基づき東京都が知的障害者に交付する手帳。国制度としては「療育手帳」という。知的障害者（児）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付する。
アクセシビリティ	情報やサービスへのアクセスのしやすさのことである。あらゆる人が、どのような環境においても柔軟に利用できるよう考慮する場合に使われる。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
一般就労	障害者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、障害者と高齢者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障害者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。
協働	住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し共に取り組むこと。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
ケアマネジメント	障害者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。



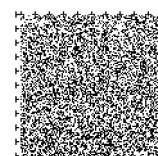
用語	説明
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障害者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
合理的配慮	障害者から、社会的障壁を取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ　　行	
作業療法	障害者が社会復帰するためのリハビリテーションの一つ。身体を動かして作業することで、社会生活に適応する能力を回復させる。医師の指示の下で、作業療法士が行う。
作業療法士	作業療法を専門に行う有資格者。理学療法士とともに、医学的リハビリテーションに従事する者の身分制度として法的に認められている。
支援費制度	社会福祉基礎構造改革の下で、障害福祉サービス分野に平成15年4月から導入された制度。それまでは居宅系・施設系を問わず、行政がサービスの内容や事業者を決定する「措置制度」によって福祉サービスが提供されていたが、「支援費制度」により、障害者が自ら選択し、契約によってサービスを利用する制度に変わった。平成18年4月から障害者自立支援法に基づく制度に変わった。
自閉症	発達障害の一つで、①対人関係の障害、②コミュニケーションの障害、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴をもつ。現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合がある。（知的障害を伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。）
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会的障壁	障害のある方が社会生活を送る上で障壁となる、利用しにくい施設・設備、古くからの制度、慣行・慣習、障害のある方への偏見や観念などのこと。



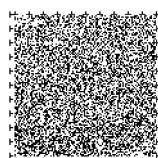
用語	説明
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者の権利に関する条約	すべての障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された専門職。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援を行う。精神科ソーシャルワーカー（PSW）とも呼ばれる。



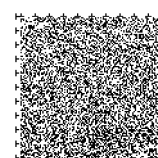
用語	説明
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
た　　行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域自立支援協議会	障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
超高齢化社会	世界保健機構（WHO）や国連の定義によると、65歳以上の人口（高齢化率）が、21%を超える社会のこと。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成19年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。



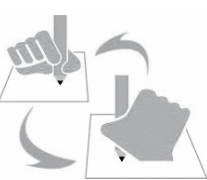
用語	説明
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
ピアサポーター	自らの経験を活かし、悩みを持つ障害者を支援する障害者のこと。
避難行動要支援者	障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。
福祉的就労	障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

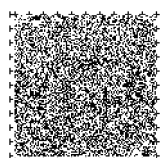


用語	説明
や 行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすく、製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
理学療法	病気・けが・高齢・障害等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。
レスパイト	介護から離れられずにいる家族（主に母親）を、一時的に、一定の期間、障害児（者）の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復させ、ほっと一息つけるようにする援助のこと。

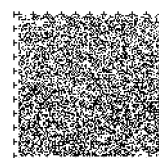


7 障害に関するシンボルマーク

各称	マーク	説明
障害者のための国際シンボルマーク		障害者のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。 車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての人のためのマークです。
盲人のための国際シンボルマーク		世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。 信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。
身体障害者標識 (身体障害者マーク)		肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)		政令で定める程度の聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。
手話マーク		ろう者自身や手話を必要としている人を対象に、手話でのコミュニケーションに対応していることを示すマークです。「手話で対応をお願いします」「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を表しています。
筆談マーク		ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人などを対象に、相互に紙に書くことによるコミュニケーションに対応していることを示すマークです。「筆談で対応をお願いします」「筆談で対応します」という意味を表しています。



各称	マーク	説明
耳マーク		聴覚に障害がある事を示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。 また自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。 不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。
オストメイトマーク		オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。 オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。
ハート・プラスマーク		内臓に障害がある方を表しています。 心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
障害者雇用支援マーク		公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。



障害者保健福祉ひの6か年プラン（障害者計画）

平成30年度～平成35年度

第5期日野市障害福祉計画

第1期日野市障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度

平成30年3月

発行／日野市

編集／日野市健康福祉部障害福祉課

〒191-8686

日野市神明一丁目12番地の1

TEL 042-585-1111（代表）

FAX 042-583-0294

E-mail syogaif@city.hino.lg.jp

